

東京都における完了検査・中間検査時に添付する書類（建築基準法施行規則第4条第五号・第4条の8第四号）※運用等が異なる場合は別途行政庁の指導に従ってください。

		建築工事施工計画の報告		建築工事施工結果報告書		建築設備工事監理状況報告書		昇降機工事監理状況報告書	
		※中間(完了)検査申請時に報告書及び添付資料の写しの提出が必要	細則条文	【※注3】	細則条文	建築設備概要書 建築設備工事監理状況調査	細則条文	昇降機工事監理状況調査	細則条文
0	東京都	地階を除く階数3以上かつ500㎡超で必要 (法6条1項三号の建築物)	14条	地階を除く階数3以上で必要	15条の4 1項	必要 法6条1項四号又は改良便槽、合併処理浄化槽のない一戸建ての住宅・併用住宅を除く	15条の4 2項 一号	必要 法6条1項四号の建築物に設ける場合を除く	15条の4 2項 二号
1	千代田区	↑都と同じ	11条の4	↑都と同じ	31条の4	不要	—	不要	—
2	中央区	↑都と同じ	14条の2の2	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 一号	↑都と同じ	16条の3 2項 二号
3	港区	不要	—	不要	—	↑都と同じ	16条の3 一号	↑都と同じ	16条の3 二号
4	新宿区	↑都と同じ	14条	↑都と同じ	14条の3 1項	↑都と同じ	14条の3 2項 一号	↑都と同じ	14条の3 2項 二号
5	文京区	↑都と同じ	13条	↑都と同じ	18条 1項	↑都と同じ	18条 2項 一号	↑都と同じ	18条 2項 二号
6	台東区	↑都と同じ	14条の2の3	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 一号	↑都と同じ	16条の3 2項 二号
7	墨田区	↑都と同じ	14条の4	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 一号	↑都と同じ	16条の3 2項 二号
8	江東区	↑都と同じ	11条の3	↑都と同じ	15条 1項	↑都と同じ	15条 2項 一号	↑都と同じ	15条 2項 二号
9	品川区	↑都と同じ	14条の3	↑都と同じ	16条の3	不要	—	不要	—
10	目黒区	↑都と同じ	14条の3	↑都と同じ	9条	不要	—	不要	—
11	大田区	↑都と同じ	14条の3	↑都と同じ	16条の4	不要	—	不要	—
12	世田谷区	※民間確認の場合不要	14条の4	↑都と同じ	16条の3	不要	—	不要	—
13	渋谷区	↑都と同じ	15条	↑都と同じ	20条	不要	—	不要	—
14	中野区	↑都と同じ	14条の4	←施工計画報告書と同じ	16条の3 1項、2項	不要	—	不要	—
15	杉並区	↑都と同じ	14条の4	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 一号	↑都と同じ	16条の3 2項 二号
16	豊島区	↑都と同じ	10条の2の2	↑都と同じ	10条の3 1項	↑都と同じ	10条の3 2項 一号	↑都と同じ	10条の3 2項 二号
17	北区	↑都と同じ	14条の3	←施工計画報告書と同じ	16条の3 1項、2項	↑都と同じ	16条の3 3項 一号	↑都と同じ	16条の3 3項 二号
18	荒川区	↑都と同じ	14条の4	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 一号	↑都と同じ	16条の3 2項 二号
19	板橋区	↑都と同じ	10条の3	←施工計画報告書と同じ	11条の5 1項、2項	←施工計画報告書と同じ	11条の5 3項 一号	↑都と同じ	11条の5 3項 二号
20	練馬区	↑都と同じ	14条	↑都と同じ	15条の6 1項、2項	↑都と同じ	15条の6 3項 一号	↑都と同じ	15条の6 3項 二号
21	足立区	↑都と同じ	13条の2	↑都と同じ	15条の3 1項	↑都と同じ	15条の3 2項 一号	↑都と同じ	15条の3 2項 二号
22	葛飾区	↑都と同じ	11条の4	↑都と同じ	6条の2 1項、2項	↑都と同じ	6条の2 3項 一号	↑都と同じ	6条の2 3項 二号
23	江戸川区	↑都と同じ	17条	↑都と同じ	59条 1項	↑都と同じ	59条 2項 一号	↑都と同じ	59条 2項 二号
1	八王子市	↑都と同じ	14条の3	←施工計画報告書と同じ	30条の3 1項、2項	不要	—	不要	—
2	武蔵野市	↑都と同じ	14条	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 一号	↑都と同じ	16条の3 2項 二号
3	三鷹市	↑都と同じ	14条	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 一号	↑都と同じ	16条の3 2項 二号
4	府中市	階数3以上かつ500㎡超で必要	13条	必要(特例検査を除く)【※注4】	15条の3 1項	↑都と同じ	15条の3 2項 一号	↑都と同じ	15条の3 2項 二号
5	町田市	↑都と同じ	13条の3	↑都と同じ	13条の4 1項	↑都と同じ	13条の4 2項 一号	↑都と同じ	13条の4 2項 二号
6	立川市	↑都と同じ	13条	↑都と同じ	19条 1項	↑都と同じ	19条 2項 一号	↑都と同じ	19条 2項 二号
7	調布市	↑都と同じ	14条	↑都と同じ	17条の3	不要	—	不要	—
8	日野市	↑都と同じ	14条	←施工計画報告書と同じ	14条の3 1項、2項	不要	—	不要	—
9	国分寺市	※民間確認の場合不要	14条	↑都と同じ	21条 1項	↑都と同じ	21条 2項 一号	↑都と同じ	21条 2項 二号
10	西東京市	↑都と同じ	未制定	↑都と同じ	未制定	↑都と同じ	未制定	↑都と同じ	未制定

- ※注1 10,000㎡超で東京都が特定行政庁となる建築物は、都内全域において「東京都」の欄を適用します。
- 注2 工作物としての昇降機、遊戯施設については、別途確認して下さい。
- 注3 鉄骨造で500㎡超の場合、「建築工事施工結果報告書」と「鉄骨工事施工結果報告書」の両方が必要です。(H14年東京都告示第444号による)
- 注4 階数2以下であっても必要です。
- 注5 多摩建築指導事務所管区域は「東京都」の欄を適用します。  
 多摩建築指導一課 昭島市 国立市 狛江市 東大和市 武蔵村山市 多摩市 稲城市  
 多摩建築指導二課 小金井市 小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市  
 多摩建築指導三課 青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 奥多摩町 檜原村
- 注6 様式は東京都都市整備局のHPよりダウンロードして下さい。